第 61 期
定時株主総会招集ご通知

日　　時

2019年６月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

郵送およびインターネットによる議決権行使期限
2019年６月26日（水曜日）午後５時15分まで

場　　所

京都市東山区三十三間堂廻り644番地２
ハイアット リージェンシー 京都
１階 ザ・ボールルーム

本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただくこととなりました。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 6963

ローム株式会社

(証券コード 6963)
2019年５月31日

株 主 の 皆 様 へ

京都市右京区西院溝崎町21番地
ローム株式会社
取締役社長　藤原 忠信

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2019年６月26日（水曜日）午後５時15分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

◎例年、開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。

記

1．日　　時：2019年６月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

2．場　　所：京都市東山区三十三間堂廻り644番地２
ハイアット リージェンシー 京都 １階 ザ・ボールルーム
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報 告 事 項

1．第61期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

2．会計監査人及び監査役会の第61期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

「インターネットによる議決権行使の手順」（３頁から４頁）をご参照ください。

以　上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.rohm.co.jp/web/japan/investor-relations）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類及び本招集ご通知の添付書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.rohm.co.jp/web/japan/investor-relations）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。

1．株主総会へご出席
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2019年６月27日（木曜日）午前10時

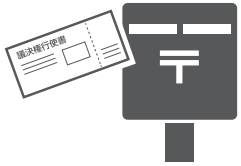

2．書面
各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。

2019年６月26日（水曜日）午後５時15分到着分まで有効

3．インターネット
右記手順をご参照ください。

2019年６月26日（水曜日）午後５時15分受付分まで有効

■インターネットによる議決権行使の手順

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」**の**入力が不要**になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

２回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

次頁へ

ログインID・仮パスワードを入力する方法

パソコン、２回目以降のスマートフォンの場合

① 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

https://evote.tr.mufg.jp/

「次の画面へ」をクリック

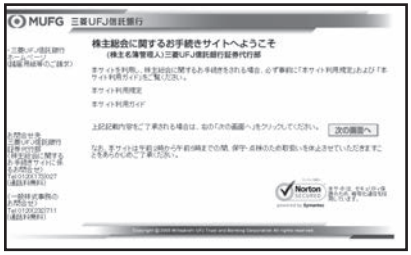

「次の画面へ」をクリック

② 議決権行使書用紙に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**をご入力いただき、**「ログイン」**をクリック。

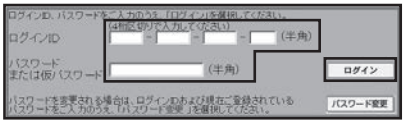

③ **「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」**のそれぞれにご入力いただき、**「送信」**をクリック。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

郵送とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使は、2019年６月26日（水曜日）午後５時15分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

■パスワードの取り扱い

株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

■インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-173-027（通話料無料）
受付時間 午前９時から午後９時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の財務状況の見通し、企業価値の向上に向けた事業投資のための資金需要等を総合的に勘案したうえ、次のとおりとさせていただきたく存じます。これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金75円と合わせて１株につき150円となります。

（1）配当財産の種類　　金銭
（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式　１株につき75円
　　配当総額　　7,837,997,625円
（3）剰余金の配当が効力を生じる日　2019年６月28日

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

（1）監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を強化し、コーポレート･ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（2）有用かつ多様な人材の確保を可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、社外取締役のみならず、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第５条～第18条　（条文省略）	第５条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数および選任方法） 第19条　当会社の取締役は10名以内とし、株主総会で選任する。 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。	（員数および選任方法） 第19条　当会社の監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は５名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。

現　行　定　款	変　　更　　案
（任期） 第20条　取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第20条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（役付取締役） 第21条　取締役会はその決議により取締役の中から取締役社長１名をおき、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。	（役付取締役） 第21条　取締役会はその決議により監査等委員でない取締役の中から取締役社長１名をおき、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。
第22条～第23条　（条文省略）	第22条～第23条（現行どおり）
（招集手続き） 第24条　取締役会を招集する時は、各取締役および各監査役に対し、会日から３日前にその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（招集手続き） 第24条　取締役会を招集する時は、各取締役に対し、会日から３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第25条　　(条文省略)	第25条　　(現行どおり)
(新設)	(取締役への委任) 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(社外取締役の責任限定契約) 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	(取締役の責任限定契約) 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第29条　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	(招集手続き) 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日から３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	(監査等委員会規則) 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(員数および選任方法) 第28条　当会社の監査役は３名以上とし、株主総会で選任する。 　監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。	(削除)
(任期) 第29条　監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現　行　定　款	変　　更　　案
(招集手続き) 第30条　監査役会を招集する時は、各監査役に対し、会日から3日前にその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(報酬等) 第31条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	(削除)
(社外監査役の責任限定契約) 第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	(削除)
第６章　計算	第６章　計算
第33条～第36条　(条文省略)	第32条～第35条（現行どおり）
(新設)	附　則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) 　2019年６月開催の第61期定時株主総会の終結前の会社法第423条第１項の賠償責任に関する社外監査役（社外監査役であったものを含む。）と締結済みの会社法第427条第１項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議により変更前の定款第32条の定めるところによる。

第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、また、現在の取締役全員（10名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役９名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、取締役会において決定されております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

（※は新任候補者）

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	藤原忠信（ふじわら ただのぶ） 1953年10月１日生	1983年９月　当社入社 2009年６月　当社取締役東日本営業本部長 2018年６月　当社取締役社長（代表取締役）（現任）	2,500株
	【候補者とした理由】 長年にわたる経営経験と多岐にわたる顧客との営業経験等を通じて豊富な知識と能力を有し、強力なリーダーシップをもってグループ全体の企業価値の向上に貢献していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	東克己（あずま かつみ） 1964年11月10日生	1989年４月　当社入社 2013年６月　当社取締役ディスクリート生産本部長 2019年２月　当社専務取締役 開発・製造・戦略担当（現任）	1,500株
	【候補者とした理由】 半導体・電子部品の生産部門での業務等を通じて製品の品質向上や生産技術に関して豊富な知識と経験を有し、商品開発や事業戦略を推進する能力にも優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まつもと いさお 松本 功 1961年1月25日生	1985年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役LSI生産本部長 2018年9月 当社取締役 ウェハプロセス担当（現任）	2,000株
	【候補者とした理由】 国内外の生産部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、半導体プロセスにおける品質向上や生産技術に関する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	やまざき まさひこ 山﨑 雅彦 1959年7月27日生	1982年3月 当社入社 2010年6月 当社取締役管理本部長 2018年6月 当社取締役 総務・環境・CSR担当（現任）	5,500株
	【候補者とした理由】 総務や法務、環境管理等の管理部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、グループ会社全体の管理部門を統括する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	すえなが よしあき 末永 良明 1959年1月1日生	1985年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役 市場・商品戦略担当 2019年5月 当社取締役 アプリケーションエンジニア担当（現任）	746株
	【候補者とした理由】 LSIの開発設計、商品戦略の業務や海外業務経験等を通じて豊富な知識と経験を有し、製品の付加価値を高め顧客の課題を解決する提案力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	上原邦生（うえはら くにお） 1960年5月8日生	1983年3月　当社入社 2018年6月　当社取締役 財務担当（現任）	1,613株
	【候補者とした理由】 経理、財務の業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、財務担当としてグループ会社全体における戦略的財務を推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
7	佐藤研一郎（さとう けんいちろう） 1931年3月8日生	1954年12月　当社の前身、東洋電具製作所を創業 1958年9月　株式会社東洋電具製作所 (現 ローム株式会社) を設立 取締役社長（代表取締役） 1991年2月　財団法人 ローム ミュージック ファンデーション (現 公益財団法人 ローム ミュージック ファンデーション) 理事長（現任） 2010年4月　当社名誉会長 2016年6月　当社取締役（現任）	2,405,066株
	【候補者とした理由】 当社の創業者として、長年にわたる企業経営を通じ豊富な知識と経験を有しており、取締役会の結束を強化し、迅速な経営判断と企業価値の向上に寄与していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	西岡幸一（にしおかこういち） 1946年5月11日生	1971年４月　株式会社日本経済新聞社編集局記者 1991年３月　同社論説委員兼編集委員 2003年４月　同社コラムニスト 2008年４月　学校法人専修大学教授 株式会社日本経済新聞社客員コラムニスト 2011年６月　当社取締役（現任）	0株
	【候補者とした理由】 長年にわたる経済新聞記者としての幅広い見識と豊富な経験から、当社の経営等に対して助言・提言いただいており、今後も独立した社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
9	※ 立石哲夫（たていしてつお） 1963年２月24日生	2014年７月　当社入社 2019年２月　当社LSI開発本部 技術開発担当 フェロー（現任）	0株
	【候補者とした理由】 LSI開発者として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、LSI技術に広く精通し、戦略的な製品開発を推進する能力に優れていることから、取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．佐藤研一郎は、公益財団法人 ローム ミュージック ファンデーションの理事長であり、当社は同財団の活動に対し、支援を行っております。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．西岡幸一氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」(22頁ご参照) を満たしており、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。 また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

３．当社は、西岡幸一氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、本総会において、同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

４．西岡幸一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、監査役会の同意を経たうえで、取締役会において決定されております。

また、第３号議案「監査等委員でない取締役９名選任の件」及び本議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役８名、社外取締役５名(うち女性１名)で構成される体制となります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

（※は新任候補者）

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 仁井裕幸（にい ひろ ゆき） 1957年8月16日生	1981年４月　株式会社大和銀行入行 2006年４月　株式会社りそな銀行 不動産営業部 グループリーダー 2011年４月　公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団 専務理事 2016年６月　当社常勤監査役（現任）	1,300株
	【候補者とした理由】 金融機関等において長年にわたる業務で培われた幅広い知識・見識、当社常勤監査役として携わった豊富な経験等を活かし、独立した立場から、内部監査部門等との連携や監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	※ 千森秀郎（ちもり ひでろう） 1954年5月24日生	1983年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 三宅合同法律事務所入所 2002年5月 弁護士法人三宅法律事務所 代表社員 2016年6月 株式会社神戸製鋼所 社外取締役（現任） 当社監査役（現任） 2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー（現任）	100株
	【候補者とした理由】 弁護士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識等を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定における適法性の確保及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
3	※ 宮林利朗（みやばやし としろう） 1958年9月4日生	1985年7月 英和監査法人 （現 有限責任 あずさ監査法人）入所 1990年9月 公認会計士登録 2007年6月 同監査法人 パートナー 2016年8月 宮林公認会計士事務所開設	0株
	【候補者とした理由】 公認会計士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識等を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	※ 田中 久美子（たなか くみこ） 1968年7月23日生	1994年1月 KPMGセンチュリー監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2008年5月 同監査法人 パートナー 2017年9月 御堂筋監査法人入所 2018年2月 同監査法人 パートナー（現任）	0株
	【候補者とした理由】 公認会計士として培われた専門的な知識・経験、海外勤務を通じて養われた豊かな国際性等を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．田中久美子氏の戸籍上の氏名は、宮林久美子であります。候補者の中に同姓の候補者がおりますが、親族関係等はなく、両氏とも社外性を有しております。
3．各候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、各候補者は当社の定める「社外役員の独立性基準」（22頁ご参照）を満たしており、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。
4．当社は、仁井裕幸、千森秀郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ており、両氏の選任が承認可決された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
また、宮林利朗、田中久美子の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認可決された場合、当社は、両氏を独立役員として指定し、取引所に届け出る予定であります。
5．当社は、仁井裕幸、千森秀郎の両氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しており、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で新たに業務執行取締役等でない取締役として、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
また、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、宮林利朗、田中久美子の両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で業務執行取締役等でない取締役として、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6．仁井裕幸、千森秀郎の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
7．株式会社神戸製鋼所は、2017年10月に同社グループにて公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供していた事実が判明し、これを公表。当該行為の一部に関し、2019年３月に不正競争防止法違反の罪で有罪判決を受けました。
千森秀郎氏は、株式会社神戸製鋼所の社外取締役（監査等委員）として在任しており、問題の判明まで当該事実について認識しておりませんでしたが、同社の社外取締役に就任した直後から、取締役会等において、同社グループ全体のコンプライアンス活動強化に向けて助言、提言を行うとともに、当該事実の判明後は、取締役会等において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けて様々な意見表明を行ったほか、品質ガバナンス再構築検討委員会の委員として当該事実の総括、品質ガバナンス強化策、コーポレートガバナンスの改革について積極的な助言を行う等、再発防止に向けその職責を果たしております。

第５号議案　　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬の額は、2006年６月29日開催の第48期定時株主総会において年額６億円以内とご決議いただき、今日に至っております。

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も勘案して、年額９億円以内（うち社外取締役分は年額１億円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は９名（うち社外取締役１名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も勘案して、年額１億円以内とさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役４名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

社外役員の独立性基準

ローム株式会社

当社の社外役員は以下の項目に該当しない者を選任する。

1．当社の主要株主[1]又はその業務執行者[2]
2．当社が主要株主である会社の業務執行者
3．当社グループの主要な取引先[3]又はその業務執行者
4．当社グループを主要な取引先とする者[4]又はその業務執行者
5．当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産[5]を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6．当社グループから一定額を超える寄付又は助成[6]を受けている者（当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者）
7．当社の会計監査人の代表社員、社員又は従業員
8．当社の主要な借入先[7]の業務執行者
9．上記１～８に過去３年間において該当していた者
10．当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11．当社グループの重要な業務執行者[8]の配偶者又は二親等以内の親族

（2015年11月５日制定）

以　上

---

[1] 主要株主・・・総議決権の10％以上
[2] 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人
[3] 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の２％超の支払いを行っている会社
[4] 主要な取引先とする者・・・年間売上高の２％超の支払いを当社から受けている会社
[5] 一定額・・・個人は年間１千万円、法人は総収入の２％超
[6] 一定額・・・年間１千万円超
[7] 主要な借入先・・・当社の連結総資産の２％を超える金銭の借入先
[8] 重要な業務執行者・・・取締役（社外取締役を除く）及び部長級以上の上級管理職

（株主総会招集通知添付書類）

事 業 報 告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、前半は日米などの主要国を中心に堅調に推移しましたが、後半は米中貿易摩擦問題や英国のEU離脱問題などの影響を受け、落ち込みが見られました。地域別では、米国や日本では個人消費や企業の設備投資が高水準を維持し、年間を通して堅調に推移しましたが、中国においては、特に後半は自動車販売台数が大幅に悪化するなど個人消費が低迷し、設備投資も抑制傾向となりました。また欧州においては、前半は概ね堅調でしたが、後半は英国のEU離脱問題などの政治的背景や中国における景気停滞の影響を受け減速傾向となりました。

エレクトロニクス業界におきまして、自動車関連市場では、中国での新車販売台数が減速しましたが、「安全」、「環境」などに対するニーズの高まりからエレクトロニクス製品の実装率の向上が続き、世界全体では年間を通して堅調に推移しました。産業機器関連市場につきましては、前半は工場の自動化や省エネルギー化の進展などによりFA（※１）機器関連市場が堅調に推移しましたが、後半は米中貿易摩擦問題の影響を受け減速しました。民生機器関連市場では、前半は省エネルギー型エアコンなどの白物家電を中心に堅調に推移しましたが、後半は米中貿易摩擦の影響などによる在庫調整局面となりました。また、スマートフォン関連市場は、普及率が高まってきたことなどから市場が成熟し需要が減速しました。

このような経営環境の中、ロームグループにおきましては、従来に引き続き、中長期的に成長が期待される自動車関連市場や産業機器関連市場などへの製品ラインアップ強化や、海外市場への販売強化を進めました。また、「アナログ」や「パワー」など、ロームグループが強みを持つ技術領域を中心とした、新製品・新技術の開発に取り組み、RPS活動（※２）を継続して推進し、「Zero Defect（不良ゼロ)」の実現に向けた先進の品質管理体制の構築やスマートファクトリー（※３）化の推進などの「生産革新」を進めました。さらに、SiCデバイス関連など今後の成長が見込める分野を中心に生産能力増強に向けた設備投資を積極的に進めました。また、取引先企業との関係強化など、調達活動の強化にも取り組みました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高は民生機器関連市場やスマートフォン関連市場の売上が減少したものの、自動車関連市場及び産業機器関連市場の売上拡大などにより前期比0.5％増の3,989億８千９百万円となりました。

営業利益は主に減価償却費等の固定費の増加により前期比1.9％減の559億９百万円となり、当連結会計年度の営業利益率は前連結会計年度の14.4％から14.0％に低下しました。

経常利益につきましては、前連結会計年度の為替差損の発生とは異なり為替差益が発生したことや受取利息の増加により前期比19.3％増の646億８千９百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、主に経常利益が増加したことにより前期比22.0％増の454億４千１百万円となりました。

またロームグループで重視している経営指標について、当連結会計年度のEBITDA（※４）は前期比0.9％増の1,013億２千５百万円となりました。

※１．FA（Factory Automation）
工場における様々な工程を自動化するシステムのこと。

※２．RPS（Rohm Production System）活動
ロームグループの各生産拠点で進めている生産改善活動で、より高品質なモノづくりを進めるとともにリードタイムの短縮や在庫などあらゆるムダを徹底的に排除する活動。段違い（ダントツ）の高効率、高品質生産体制を構築することで利益体質の強化を図る。

※３．スマートファクトリー
生産設備などをネットワークで相互に接続し、より高度な品質改善や、生産効率の改善を進めた製造工場のこと。

※４．EBITDA（Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization）
税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバルに企業の収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

セグメント別概況

［LSI］

当連結会計年度の売上高は1,833億１千３百万円（前期比0.1％減）、セグメント利益は159億９千万円（前期比20.8％減）となりました。

自動車関連市場につきましては、カーオーディオ向けの電源ICなどで売上が減少しましたが、xEV（※５）向けの絶縁ゲートドライバIC（※６）が売上を伸ばしたほか、インストルメント・パネル向けのドライバICや、カーボディ向けの各種電源ICなどが幅広く採用されたことにより売上は堅調に推移しました。産業機器関連市場につきましては、エネルギー関連市場やFA関連市場向けの電源ICなどで売上が減少しました。民生機器関連市場につきましては、アミューズメントやPC向けが好調であった一方、TV向けのLCDドライバICや電源IC、カメラ向けのドライバICなどの売上が減少しました。

※５．xEV
電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）など電力を駆動力として使用する各種自動車の総称。

※６．絶縁ゲートドライバIC
IGBT（※７）などのパワー半導体を駆動させるためのICで、絶縁素子を内蔵することにより人体・システム保護に必須の絶縁用外付け部品を不要にした。

※７．IGBT（Insulated Gate Bipolar Transistor＝絶縁ゲートバイポーラトランジスタ）
MOSFET（※８）とバイポーラトランジスタ（※９）のゲート部分に組み込むことで動作抵抗を小さくしたもの。大電力のスイッチングに向き、電圧制御に用いられる。

※８．MOSFET（Metal Oxide Semiconductor Field Effect Transistor）
電界効果トランジスタの一種でバイポーラトランジスタと比較して、低消費電力や高速スイッチングが可能で、各種電子機器に幅広く使われている。

※９．バイポーラトランジスタ
N型とP型の半導体がP-N-PまたはN-P-Nの接合構造を持つ３端子の半導体で、電流増幅・スイッチングなどの信号処理を行い、各種電子機器に幅広く使われている。

［半導体素子］

当連結会計年度の売上高は1,528億６千１百万円（前期比2.0％増)、セグメント利益は300億５千４百万円（前期比6.6％減）となりました。

トランジスタとダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けは調整が続きましたが、自動車関連市場向けが好調に推移し、全体として堅調に推移しました。パワーデバイスにつきましては、SiCデバイスやIGBTなどが自動車関連市場向けなどで堅調に推移しました。一方、発光ダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けを中心に売上が減少しました。半導体レーザーにつきましても、光ディスク市場の不調により売上が減少しました。

［モジュール］

当連結会計年度の売上高は401億５千８百万円（前期比4.0％減)、セグメント利益は59億１千８百万円（前期比56.0％増）となりました。

プリントヘッドにつきましては、決済端末向けなどで売上が好調に推移しました。オプティカルモジュールにつきましては、スマートフォンやウェアラブル向けのセンサモジュールの売上が減少しました。

［その他］

当連結会計年度の売上高は226億５千５百万円（前期比3.3％増)、セグメント利益は40億９千３百万円（前期比37.9％増）となりました。

抵抗器につきましては、スマートフォン向けの売上が減少した一方、自動車関連市場向けなどで幅広く売上を伸ばしました。タンタルコンデンサにつきましては、スマートフォン市場低迷の影響を受け売上が減少しました。

上記「セグメント別概況」の記載は、外部顧客に対するものであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、開発・生産体制の拡充と徹底した効率化を推進するため、総額572億９千１百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

LSI	17,119百万円
半導体素子	30,407
モジュール	1,979
その他	4,694
販売・管理等共通部門	3,089

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当連結会計年度におきましては、増資、社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

世界のエレクトロニクス市場におきましては、省エネルギー化のニーズ拡大や自動車の電子化などにより中長期的な成長が続くものと考えられますが、技術競争はより激化してきており、グローバル市場に対応した新製品・新技術の開発を進めるとともに、コストダウンにも取り組み、国際的に競争力の高い製品を世界中に供給していく必要性がますます高まると考えられます。

このような状況のもと、ロームグループにおきましては、自動車関連市場、産業機器関連市場に重点を置くとともに、白物家電や情報通信関連などの幅広い市場において、継続して業界のニーズを先取りする高付加価値製品の開発に努めてまいります。

また、海外市場の拡大に対応するため、グローバルな開発、販売体制の強化を引き続き推し進めてまいります。

さらに、持続可能な社会の実現に貢献するためのCSV活動や、事業継続のためのリスク管理体制も継続して強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	(当連結会計年度) 2019年3月期
売上高（百万円）	352,397	352,010	397,106	398,989
経常利益（百万円）	36,625	35,579	54,213	64,689
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	25,686	26,432	37,249	45,441
１株当たり当期純利益（円）	241.91	249.87	352.14	431.29
総資産（百万円）	804,134	834,503	864,072	874,427
純資産（百万円）	706,251	725,452	751,877	766,754

（注）１．記載金額は百万円未満を、１株当たり当期純利益は小数点第２位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	(当事業年度) 2019年3月期
売上高（百万円）	307,047	303,279	348,737	342,360
経常利益（百万円）	12,094	21,060	42,935	44,034
当期純利益（百万円）	6,450	20,187	26,784	35,372
１株当たり当期純利益（円）	60.75	190.85	253.21	335.87
総資産（百万円）	496,342	521,498	540,135	528,371
純資産（百万円）	425,359	442,278	456,341	456,060

（注）１．記載金額は百万円未満を、１株当たり当期純利益は小数点第２位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 主要な事業セグメント

当グループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

セグメントの名称	主な製品及び事業の名称
LSI	アナログ、ロジック、メモリ、MEMS
半導体素子	ダイオード、トランジスタ、発光ダイオード、半導体レーザー
モジュール	プリントヘッド、オプティカル・モジュール、パワーモジュール
その他	抵抗器、タンタルコンデンサ

(7) 主要な拠点

(2019年3月31日現在)

名称		所在地
当社	本社・工場	京都府
	京都テクノロジーセンター	京都府
	横浜テクノロジーセンター	神奈川県
	京都ビジネスセンター	京都府
	東京ビジネスセンター	東京都
	横浜ビジネスセンター	神奈川県
	名古屋ビジネスセンター	愛知県
製造	ﾛｰﾑ浜松㈱	静岡県
	ﾛｰﾑ･ﾜｺｰ㈱	岡山県
	ﾛｰﾑ･ｱﾎﾟﾛ㈱	福岡県
	ﾛｰﾑ･ﾒｶﾃｯｸ㈱	京都府
	ﾛｰﾑ滋賀㈱	滋賀県
	ﾗﾋﾟｽｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ㈱	神奈川県
	ﾗﾋﾟｽｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ宮城㈱	宮城県
	ﾗﾋﾟｽｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ宮崎㈱	宮崎県
	ﾛｰﾑ･ｺﾘｱ･ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	韓国
	ﾛｰﾑ･ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ･ﾌｨﾘﾋﾟﾝｽﾞ･ｲﾝｸ	フィリピン
	ﾛｰﾑ･ｲﾝﾃｸﾞﾚｲﾃｯﾄﾞ･ｼｽﾃﾑｽﾞ･ﾀｲﾗﾝﾄﾞ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	タイ
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾁｬｲﾅ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	中国

名称		所在地
製造	ﾛｰﾑ･ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ･ﾀﾞｲﾚﾝ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	中国
	ﾛｰﾑ･ﾜｺｰ･ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ･ﾏﾚｰｼｱ･ｾﾝﾃﾞｨﾘｱﾝ･ﾊﾞﾊｯﾄﾞ	マレーシア
	ﾛｰﾑ･ﾒｶﾃｯｸ･ﾌｨﾘﾋﾟﾝｽﾞ･ｲﾝｸ	フィリピン
	ﾛｰﾑ･ﾒｶﾃｯｸ･ﾀｲﾗﾝﾄﾞ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	タイ
	ﾛｰﾑ･ﾊﾟﾜｰﾍﾞｰｼｮﾝ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	アイルランド
	ｶｲｵﾆｸｽ･ｲﾝｸ	米国
	ｻｲｸﾘｽﾀﾙ･ｹﾞｰｴﾑﾍﾞｰﾊｰ	ドイツ
販売	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ｺﾘｱ･ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	韓国
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ｼｬﾝﾊｲ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	中国
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾍﾟｷﾝ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	中国
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ｼﾝｾﾝ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	中国
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾎﾝｺﾝ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	中国
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾀｲﾜﾝ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	台湾
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ･ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	シンガポール
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾌｨﾘﾋﾟﾝｽﾞ･ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	フィリピン
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾀｲﾗﾝﾄﾞ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	タイ
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾏﾚｰｼｱ･ｾﾝﾃﾞｨﾘｱﾝ･ﾊﾞﾊｯﾄﾞ	マレーシア
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ｲﾝﾃﾞｨｱ･ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	インド
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾕｰｴｽｴｰ･ｴﾙｴﾙｼｰ	米国
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾄﾞｩ･ﾌﾞﾗｼﾞﾙ･ﾘﾐﾀｰﾀﾞ	ブラジル
	ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ｹﾞｰｴﾑﾍﾞｰﾊｰ	ドイツ
物流管理	ﾛｰﾑ･ﾛｼﾞｽﾃｯｸ㈱	岡山県

(8) 従業員の状況

(2019年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
LSI	22,899名	221名減	10.7年
半導体素子			
モジュール			
その他			
販売・管理等共通部門			

(注) 1. 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
2. 従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者215名を含んでおります。

(9) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ローム浜松株式会社	10,000百万円	100.0%	電子部品の製造
ローム・アポロ株式会社	450百万円	100.0	電子部品の製造
ラピスセミコンダクタ株式会社	400百万円	100.0	電子部品の製造
ﾛｰﾑ･ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ･ﾌｨﾘﾋﾟﾝｽﾞ･ｲﾝｸ	1,221,563千ﾌｨﾘﾋﾟﾝﾍﾟｿ	100.0	電子部品の製造
ﾛｰﾑ･ｲﾝﾃｸﾞﾚｲﾃｯﾄﾞ･ｼｽﾃﾑｽﾞ･ﾀｲﾗﾝﾄﾞ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	1,115,500千ﾀｲﾊﾞｰﾂ	100.0	電子部品の製造
ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾁｬｲﾅ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	16,190百万円	100.0	電子部品の製造
ﾛｰﾑ･ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ･ﾀﾞｲﾚﾝ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	9,417百万円	100.0	電子部品の製造
ﾛｰﾑ･ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ･ﾎﾝｺﾝ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	27,000千ﾎﾝｺﾝﾄﾞﾙ	100.0	電子部品の販売
ローム・ユーエスエー・インク	253,642千米ﾄﾞﾙ	100.0	北南米子会社の統括・管理
ﾛｰﾑ･ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ･ｱｼﾞｱ･ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	90,630千ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	100.0	アジア子会社等の統括・管理

(注) 1. 資本金は百万円未満または千外貨未満を、議決権比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。

2．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　300,000,000 株

（2）当事業年度末の発行済株式総数　110,000,000 株（自己株式5,493,365株を含む）

（注）2019年３月29日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて1,200,000株減少しております。

（3）当事業年度末の株主数　29,817 名

（4）大株主（上位10名）

（2019年3月31日現在）

株　主　名	持株数	持株比率
日本ﾄﾗｽﾃｨ･ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口）	9,824 千株	9.40 %
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行株式会社（信託口）	8,174	7.82
公益財団法人 ﾛｰﾑﾐｭｰｼﾞｯｸﾌｧﾝﾃﾞｰｼｮﾝ	8,000	7.65
株式会社 京 都 銀 行	2,606	2.49
佐　藤　研　一　郎	2,405	2.30
日本ﾄﾗｽﾃｨ･ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口9）	2,364	2.26
日本ﾄﾗｽﾃｨ･ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口5）	1,896	1.81
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	1,796	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,543	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY	1,383	1.32

（注）１．持株数は千株未満を、持株比率は小数点第２位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
２．当社の自己株式（5,493千株）は、上表から除外しております。
３．持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役

（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況等
※ 取締役社長	藤原忠信	
専務取締役	東克己	開発・製造・戦略担当
取締役	松本功	ウェハプロセス担当
取締役	山﨑雅彦	総務・環境・CSR担当
取締役	末永良明	
取締役	上原邦生	財務担当
取締役	吉見晋一	人事担当
取締役	佐藤研一郎	公益財団法人ロームミュージックファンデーション理事長
取締役	川本八郎	
取締役	西岡幸一	
監査役(常勤)	仁井裕幸	
監査役(常勤)	柴田義明	
監査役	千森秀郎	弁護士、株式会社神戸製鋼所社外取締役
監査役	村尾愼哉	公認会計士
監査役	喜多村晴雄	公認会計士、株式会社MonotaRO社外取締役

（注）1．※印は代表取締役であります。
2．取締役 川本八郎及び西岡幸一の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3．監査役の５名は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4．当社は、取締役 川本八郎、西岡幸一の両氏、及び監査役の５名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
5．監査役 村尾愼哉及び喜多村晴雄の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
（1）就任
上原邦生、吉見晋一は、2018年6月28日開催の第60期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 退任

① 澤村諭氏は、2018年６月28日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって辞任により取締役社長（代表取締役）を退任いたしました。

② 喜多村晴雄氏は、2019年３月31日をもって辞任により社外監査役を退任いたしました。

(3) 地位の変更

藤原忠信は、2018年６月28日付にて、取締役社長（代表取締役）に就任いたしました。

(4) 担当の変更

① 東克己は、2018年９月11日付にてディスクリート、オプト・モジュール担当から製造担当に、2019年２月11日付にて製造担当から開発・製造・戦略担当に担当を変更いたしました。

② 松本功は、2018年９月11日付にて、LSI担当からウェハプロセス担当に担当を変更いたしました。

③ 山崎雅彦は、2018年６月11日付にて管理本部長、経理本部長、CSR本部長から管理本部長、CSR本部長に、2018年６月28日付にて管理本部長、CSR本部長から総務・環境・CSR担当に担当を変更いたしました。

④ 末永良明は、2018年９月11日付にて市場・商品戦略担当から市場・商品戦略、LSI開発担当に変更のうえ2019年２月11日まで担当し、2019年５月11日付にてアプリケーションエンジニア担当に担当を変更いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	11名 (2)	358 百万円 (22)
監　査　役 (うち社外監査役)	5名 (5)	61 百万円 (61)
合　計 (うち社外役員)	16名 (7)	420 百万円 (84)

(注) 1．上表には、2018年６月28日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．2006年６月29日開催の第48期定時株主総会において取締役の報酬額は年額６億円以内、また、1994年６月29日開催の第36期定時株主総会において監査役の報酬額は月額６百万円以内と決議されております。

4．取締役の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与69百万円が含まれております。

(4) 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	川本八郎	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は65％であり、長年にわたる学校法人の組織運営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、意見を述べております。
取締役	西岡幸一	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％であり、長年にわたる経済新聞記者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、意見を述べております。
監査役(常勤)	仁井裕幸	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、金融機関等において長年にわたり管理業務に携わった豊かな経験と見識に基づき、経営等に対し総合的な観点から意見を述べております。
監査役(常勤)	柴田義明	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、常勤監査役としての立場と経験に基づき、経営等に対し総合的な観点から意見を述べております。
監査役	千森秀郎	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、主に弁護士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。
監査役	村尾愼哉	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、主に公認会計士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。
監査役	喜多村晴雄	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は94％、監査役会９回における出席率は88％であり、主に公認会計士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	100 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	141 百万円

（注）1．当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、在外子会社７社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社におきましては、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

ロームグループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（a）ロームグループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト10原則を支持し、ロームの製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決（SDGs）に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟(RBA)による行動規範」を遵守し、CSR経営を推進する。

（b）取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、法令・定款への適合性を確保する。

（c）それぞれの担当に精通した取締役が、その業務に責任と権限を持つ一方で、日常的に議論し相互に監督する。

（d）取締役、監査役が取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査役会に報告する。

（e）独立した社外役員として社外取締役２名に加え、社外監査役５名が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。

（f）海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（a）株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定事項等は文書により保存し、その保存・管理体制は法令並びに社内規程を遵守する。

（b）グループ会社や関連部門への指示等は、原則としてＥメール・文書により行い、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる保管状況にする。

（c）取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 社長自らが委員長を務めるCSR委員会の傘下に、全社横断的な委員会として、品質、中央安全衛生、リスク管理・BCM、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会を組織し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。

(b) 業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・BCM委員会を組織する。突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底を図る。

(c) 反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部に危機管理室を設置し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底を図る。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、グループ全従業員に配布している「ロームグループ行動指針」などで毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むことで、執行に係る迅速な意思決定を実現する。

(b) 取締役会には、それぞれの担当業務に精通した取締役を置き、職務分掌に基づき、各業務担当取締役に具体的業務の執行を行わせる。

(c) 経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会や稟議書にて機動的に意思決定する。

(d) リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。

(e) ロームグループの競争力強化、適正利益の確保のため、グループ全社・各事業部門の目標値を年度利益計画として策定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コンプライアンス委員会を組織し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底を図る。

(b) 固有の法令を適切に遵守するため、CSR委員会を始め、中央安全衛生、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会が、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。

(c) 情報開示委員会の管理のもと、各部署はインサイダー情報の適正な管理に努め、従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止を図る。
(d) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a) ロームグループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有し、グループが一丸となって事業活動を行う。
(b) 当社のCSR委員会の傘下の各委員会が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。
(c) ロームグループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。
(d) グループ会社の取締役または監査役を、当社あるいはグループの別会社より派遣し、業務執行の適正性の監視を行う。
(e) グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。
(f) 財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。
(g) 社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(a) 監査役より求めがあった場合には、必要な実務能力を具備した監査役スタッフを配置する。
(b) 監査役スタッフは、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査役会の意見を尊重する。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(a) 取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査役会に報告を行う。

(b) CSR委員会を始め、リスク管理・BCM、コンプライアンス、情報開示等の各委員会へ常勤監査役がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会は議事録等で活動内容を定期的に監査役へ報告する。
(c) 稟議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査役に報告される体制とする。
(d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。
(e) コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
(f) 監査役へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わない。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 内部統制システムの運用状況について、取締役は監査役会の求めに応じその都度報告を行う。
(b) 内部監査部門は、監査役との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。
(c) 監査役全員を社外監査役とし、法律・会計の専門家に金融出身者等を交えた、多様で独立性の強い充実した体制とする。
(d) 監査役は、取締役と随時意見の交換を行う。
(e) 監査役がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ロームグループでは、前記基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

・ロームグループでは、「企業目的」「経営基本方針」などの目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての役員、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。

・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定するとともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関するトップメッセージの発信等を行っております。

・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施しており、その運用状況については定期的に取締役会及び監査役に報告しております。

②リスク管理体制について

・リスク管理・BCM委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。

③子会社管理体制について

・グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。

・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。また、監査結果については定期的に取締役及び監査役に報告を行っております。

④取締役の職務執行について

・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職務執行の監督を行っております。
・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にし、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや不正利用を防止しております。

⑤監査役の職務執行について

・監査役は、取締役会のほか、CSR委員会などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
・監査役は、当社各部門及びグループ会社への往査などを実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。
・監査役は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身を図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

連結貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**511,002**	**流動負債**	**76,174**
現金及び預金	268,254	支払手形及び買掛金	11,873
受取手形及び売掛金	84,021	電子記録債務	4,252
電子記録債権	5,833	未払金	26,453
有価証券	21,491	未払法人税等	8,137
商品及び製品	30,261	その他	25,457
仕掛品	56,592		
原材料及び貯蔵品	34,114	**固定負債**	**31,499**
未収還付法人税等	481	繰延税金負債	19,964
その他	10,022	退職給付に係る負債	10,688
貸倒引当金	△ 69	その他	845
		負債合計	**107,673**
固定資産	**363,425**	（純資産の部）	
有形固定資産	**251,645**	**株主資本**	**776,549**
建物及び構築物	74,949	資本金	86,969
機械装置及び運搬具	79,177	資本剰余金	102,403
工具、器具及び備品	8,210	利益剰余金	634,606
土地	66,973	自己株式	△ 47,430
建設仮勘定	22,334		
無形固定資産	**4,097**	**その他の包括利益累計額**	**△ 10,282**
その他	4,097	その他有価証券評価差額金	28,850
投資その他の資産	**107,682**	為替換算調整勘定	△ 35,487
投資有価証券	87,683	退職給付に係る調整累計額	△ 3,645
退職給付に係る資産	1,772		
繰延税金資産	6,717	**非支配株主持分**	**487**
その他	12,212		
貸倒引当金	△ 703	**純資産合計**	**766,754**
資産合計	**874,427**	**負債純資産合計**	**874,427**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		398,989
売上原価		254,727
売上総利益		**144,262**
販売費及び一般管理費		88,352
営業利益		**55,909**
営業外収益		
受取利息	3,810	
受取配当金	1,014	
為替差益	3,927	
その他	1,291	10,043
営業外費用		
支払利息	1	
和解金	1,200	
その他	62	1,264
経常利益		**64,689**
特別利益		
固定資産売却益	138	
投資有価証券売却益	222	360
特別損失		
固定資産廃売却損	377	
減損損失	1,398	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	
事業整理損	254	
特別退職金	2,094	4,126
税金等調整前当期純利益		**60,923**
法人税、住民税及び事業税	16,480	
法人税等調整額	△ 1,025	15,454
当期純利益		**45,468**
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		**45,441**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**217,184**
現金及び預金	66,496
受取手形	275
売掛金	72,901
電子記録債権	5,827
有価証券	15,404
商品及び製品	16,553
仕掛品	5,143
原材料及び貯蔵品	7,361
前払費用	682
短期貸付金	1,808
未収入金	22,719
その他	2,010
貸倒引当金	△ 1
固定資産	**311,186**
有形固定資産	**66,995**
建物	13,072
構築物	276
機械及び装置	4,018
車両運搬具	3
工具、器具及び備品	1,635
土地	43,457
建設仮勘定	4,532
無形固定資産	**1,816**
特許権	18
ソフトウェア	1,796
その他	1
投資その他の資産	**242,375**
投資有価証券	86,604
関係会社株式	114,251
長期貸付金	47,422
長期前払費用	5,291
前払年金費用	2,124
その他	4,383
貸倒引当金	△ 17,703
資産合計	**528,371**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**68,211**
買掛金	39,265
電子記録債務	4,734
未払金	9,065
未払費用	8,310
未払法人税等	5,654
預り金	924
その他	256
固定負債	**4,099**
長期未払金	328
繰延税金負債	2,420
退職給付引当金	1,333
資産除去債務	16
負債合計	**72,310**
(純資産の部)	
株主資本	**427,340**
資本金	86,969
資本剰余金	97,253
資本準備金	97,253
利益剰余金	290,547
利益準備金	2,464
その他利益剰余金	288,082
研究開発積立金	1,500
別途積立金	243,500
繰越利益剰余金	43,082
自己株式	△ 47,430
評価・換算差額等	**28,720**
その他有価証券評価差額金	28,720
純資産合計	**456,060**
負債純資産合計	**528,371**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		342,360
売上原価		267,498
売上総利益		**74,861**
販売費及び一般管理費		50,891
営業利益		**23,969**
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,413	
技術指導料	8,626	
経営指導料	1,805	
為替差益	1,303	
その他	1,096	31,245
営業外費用		
支払手数料	1,784	
租税公課	1,196	
貸倒引当金繰入額	6,938	
和解金	1,200	
その他	60	11,180
経常利益		**44,034**
特別利益		
固定資産売却益	346	
投資有価証券売却益	222	568
特別損失		
固定資産廃売却損	42	
減損損失	331	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	
事業整理損	254	630
税引前当期純利益		**43,973**
法人税、住民税及び事業税	9,876	
法人税等調整額	△ 1,275	8,600
当期純利益		**35,372**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

ロ ー ム 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　西　康　弘 ㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　鈴　木　朋　之 ㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　上　田　博　規 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ローム株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

ロ ー ム 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　西　康　弘 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　鈴　木　朋　之 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　上　田　博　規 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ローム株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監査いたしました。

③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月８日

ローム株式会社　監査役会

監査役(常勤)　仁　井　裕　幸　㊞

監査役(常勤)　柴　田　義　明　㊞

監査役　千　森　秀　郎　㊞

監査役　村　尾　愼　哉　㊞

（注）１．監査役４名はいずれも「会社法」第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

２．監査役喜多村晴雄氏は、2019年３月31日をもって監査役を辞任しましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

公共交通機関のご案内

□電車でお越しになる場合

京阪電車「七条駅」下車、東へ徒歩約８分

□バスでお越しになる場合

JR京都駅より市バス100系統　清水寺・銀閣寺行き
JR京都駅より市バス208系統　博物館 三十三間堂 泉涌寺・東福寺行き
JR京都駅より市バス206系統　三十三間堂 清水寺 祇園・北大路バスターミナル行き

→「博物館三十三間堂前」下車、東へ徒歩約１分

本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK